

青森県理学療法士会 士会『承認』症例検討会マニュアル

2022 年 4 月より、新生涯学習制度が開始となり、後期研修のカリキュラムには、E 領域別研修（事例）として、症例検討会（E-1：神経系理学療法学、E-2：運動器系理学療法学、E-3：内部障害系理学療法学）が新たに設置されました。

この士会『承認』症例検討会は、下記の開催要件を満たし、青森県理学療法士会の承認を得ることで、所属施設等で開催することができます。

発表者・聴講者の募集・履修の管理や症例検討会の運営については下記マニュアル「E 領域別研修（事例）士会『承認』症例検討会実施マニュアル（開催者（座長用）」に沿って座長をお願いいたします。

○開催要件

以下すべての要件を満たす必要があります。

1. 開催者である座長が事前に所属する士会に申請し、承認を受けること。
※開催内容が要件を満たしていても、承認を得ていないものは対象外。
2. 必ず選択する講義テーマ（後期研修 E1～E3）に応じた内容で開催すること。
3. 1 症例ごとに発表者、聴講者の履修管理ができること。
4. 1 回あたりの開催時間は、可能な限り推奨時間（30 分以上）で開催すること。
5. 1 症例の発表（質疑応答を含む）時間は、可能な限り推奨時間（30 分以上）で開催すること。
6. 座長は「登録理学療法士」であること。
※休会者および会員権利停止者は登録理学療法士であっても対象外。
7. 履修コマ数は「1 回の発表で 1 コマ」「1 回の聴講で 1 / 3 コマ（3 回の聴講で 1 コマ）」とすること。
8. WEB システム等を利用したオンライン開催も座長の判断により可能とするが、以下のすべての要件を満たすこと
 - (1) 参加（聴講・発表）者の管理ができること。
 - (2) 双方向により質疑応答等の疎通が可能であること。

【座長の皆様へ：青森県理学療法士会における取り決め事項】

*** 士会承認症例検討会の研修会申請はご自身のマイページから日本理学療法士協会へ申請する必要があります。**

- ①開催一か月前までに「E 領域別研修（事例）士会『承認』症例検討会実施マニュアル（開催者（座長用）」に沿ってマイページに登録申請を行う。
- ②承認された場合、QRコードをマイページから準備する。
否認された場合、内容を再検討し、再度マイページより登録申請を行う。
- ③当日、発表者・聴講者の受付・管理等、開催の準備を行う。
- ④協会の開催要件に則り症例検討会を開催する（30 分以上であれば、青森県理学療法士会からの開催独自要件は特に設けていない）。
 - * 症例検討会の発表については日本理学療法士協会の「症例検討会 発表にあたって－第1版－」を参照する。
 - * 申請後に中止等の変更がある際、座長は、マイページでの中止の申請を行い発表者・聴講者へ中止の連絡を行う。
- ⑥症例検討会終了1週間以内に上記マニュアルに沿って速やかに履修登録を行う。
座長では登録の修正ができないため、間違いがないように注意。

士会『承認』症例検討会マニュアル（開催者（座長用）はこちら
https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/asset/pdf/83c8f630ab87913f6221c19a87b23ebb_1.pdf

「症例検討会 発表にあたって－第1版－」はこちら
https://pt-osk.or.jp/img/download/approval/manual_document.pdf

【青森県理学療法士会担当者実施事項】

- ①教育局生涯学習部長が、会員管理システムにて症例検討会申請を承認、否認する。
その際に開催日より1か月前の申請かどうか、誤字や脱落がないかどうかチェックする。
- ②履修登録で間違いがあった際は、参加者用履修登録フォーマット(新システム)を座長へ送信する。
- ③返信後、履修管理部長へ報告し、セミナー履修登録よりフォーマットを登録していただく。

士会『承認』症例検討会に関するお問合せ

【問合せ・連絡先】 担当者： 青森県理学療法士会 教育局生涯学習部長 佐藤翔
〒036-8563 青森県弘前市本町 53
弘前大学医学部附属病院 医療技術部
リハビリテーション部門
TEL 0172-39-5318 (FAX 兼用)
E-mail : sho.sig12@gmail.com